

(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和6年6月20日

島根県知事 丸山 達也 殿



提出者

住 所 島根県大田市大田町吉永1266

氏 名 東幸建設株式会社

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 代表取締役 波多野 陽一

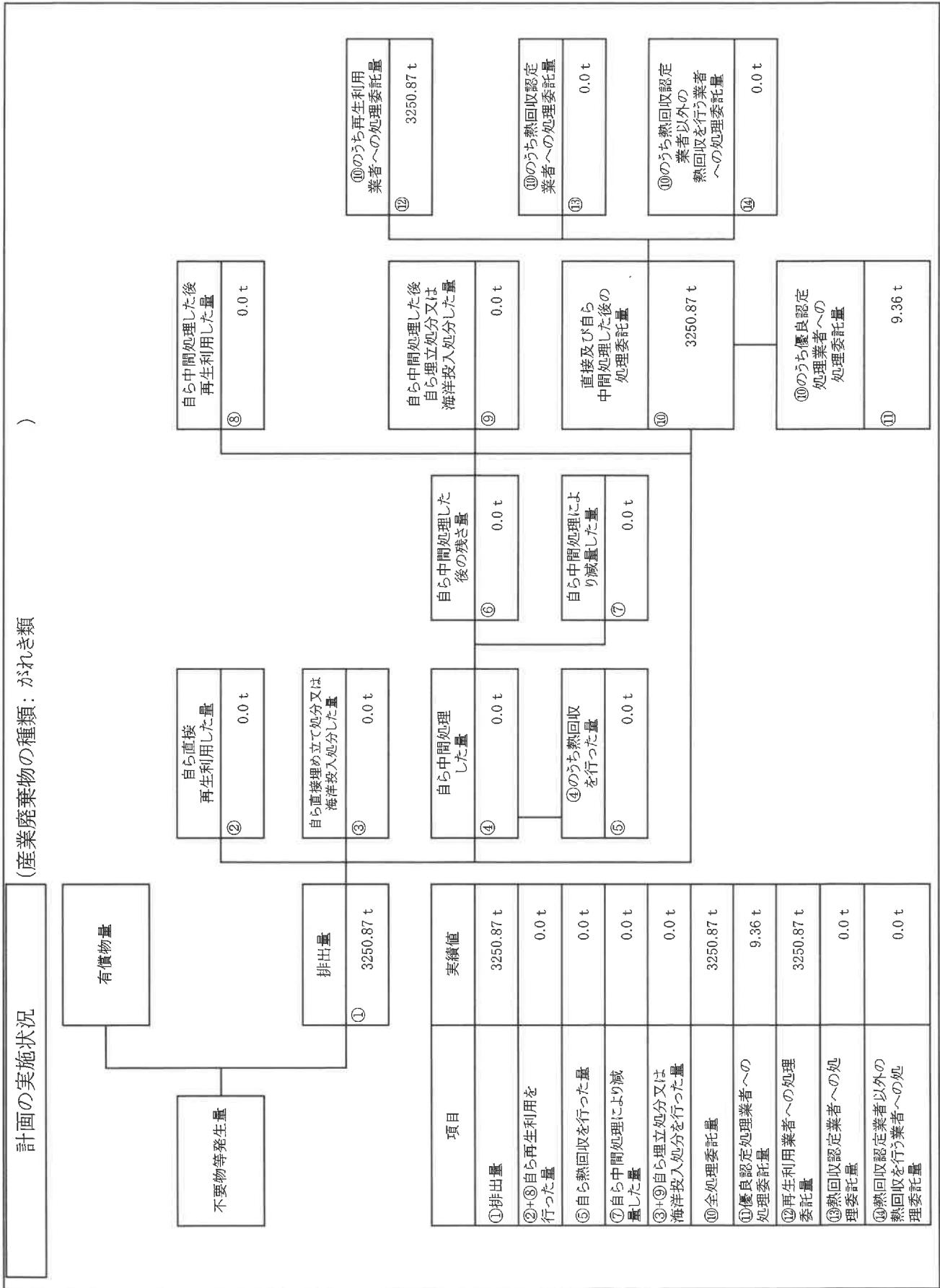
電話番号 0854-82-0175

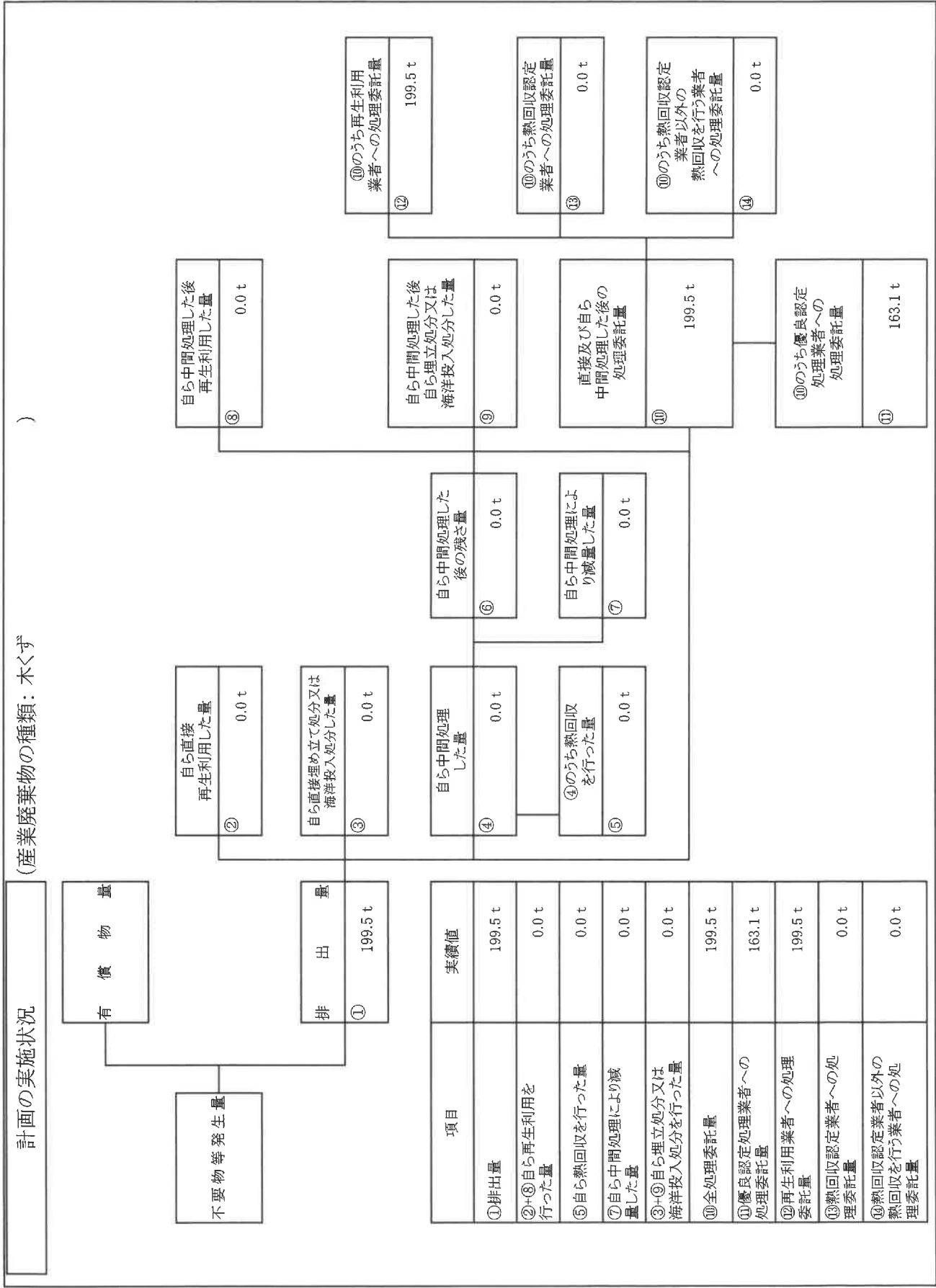
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和5年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

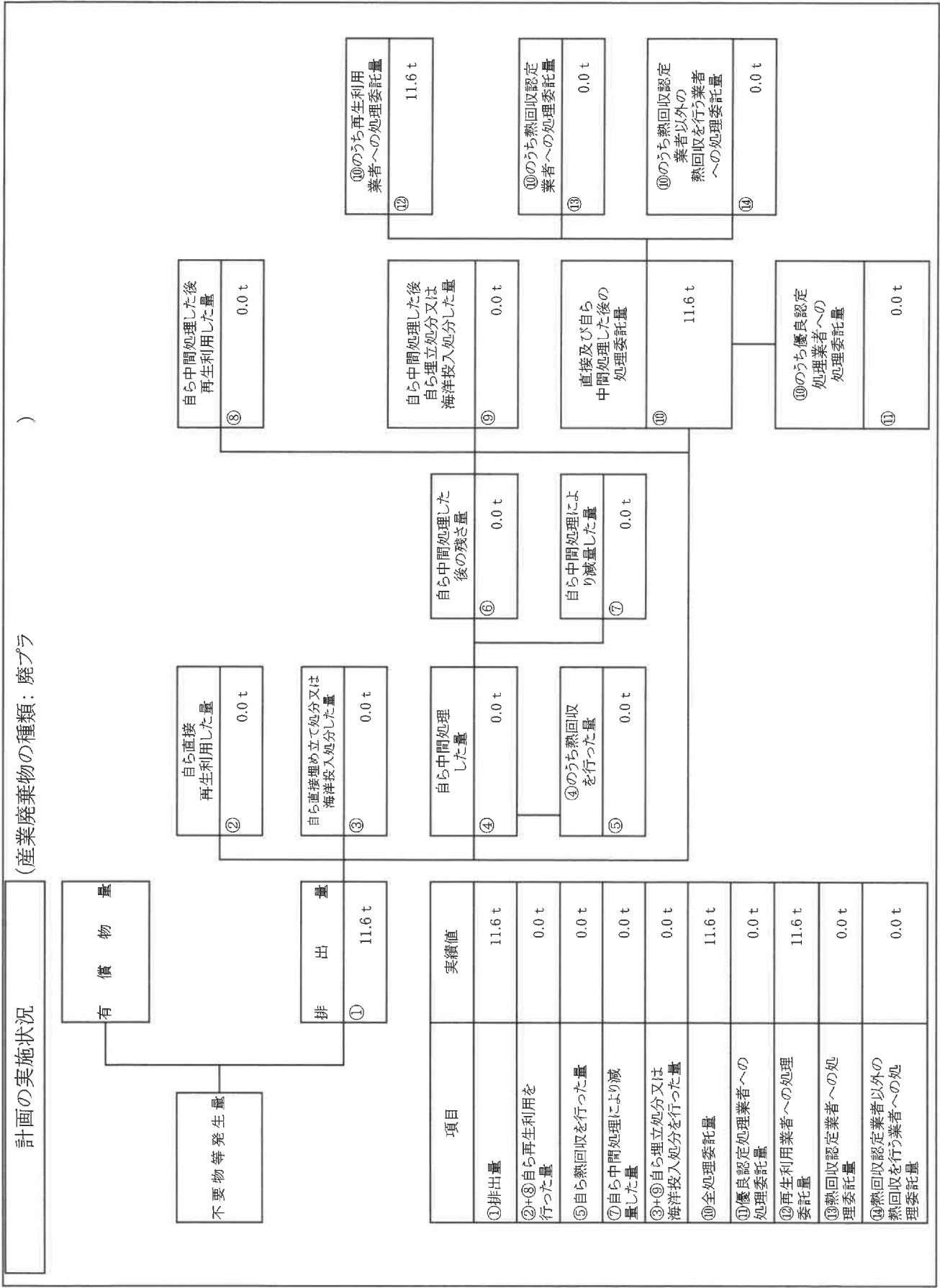
事業場の名称	東幸建設株式会社
事業場の所在地	島根県大田市大田町吉永1266番地
事業の種類	建設業
産業廃棄物処理計画における計画期間	令和5年4月1日～令和6年3月31日

産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	3070.0 t	全処理委託量	3070.0 t
自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	0.0 t	優良認定処理業者への処理委託量	0.0 t
自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0.0 t	再生利用業者への処理委託量	2270 t 3070.0 t
自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者への処理委託量	0.0 t
自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	0.0 t	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	0.0 t
※事務処理欄			

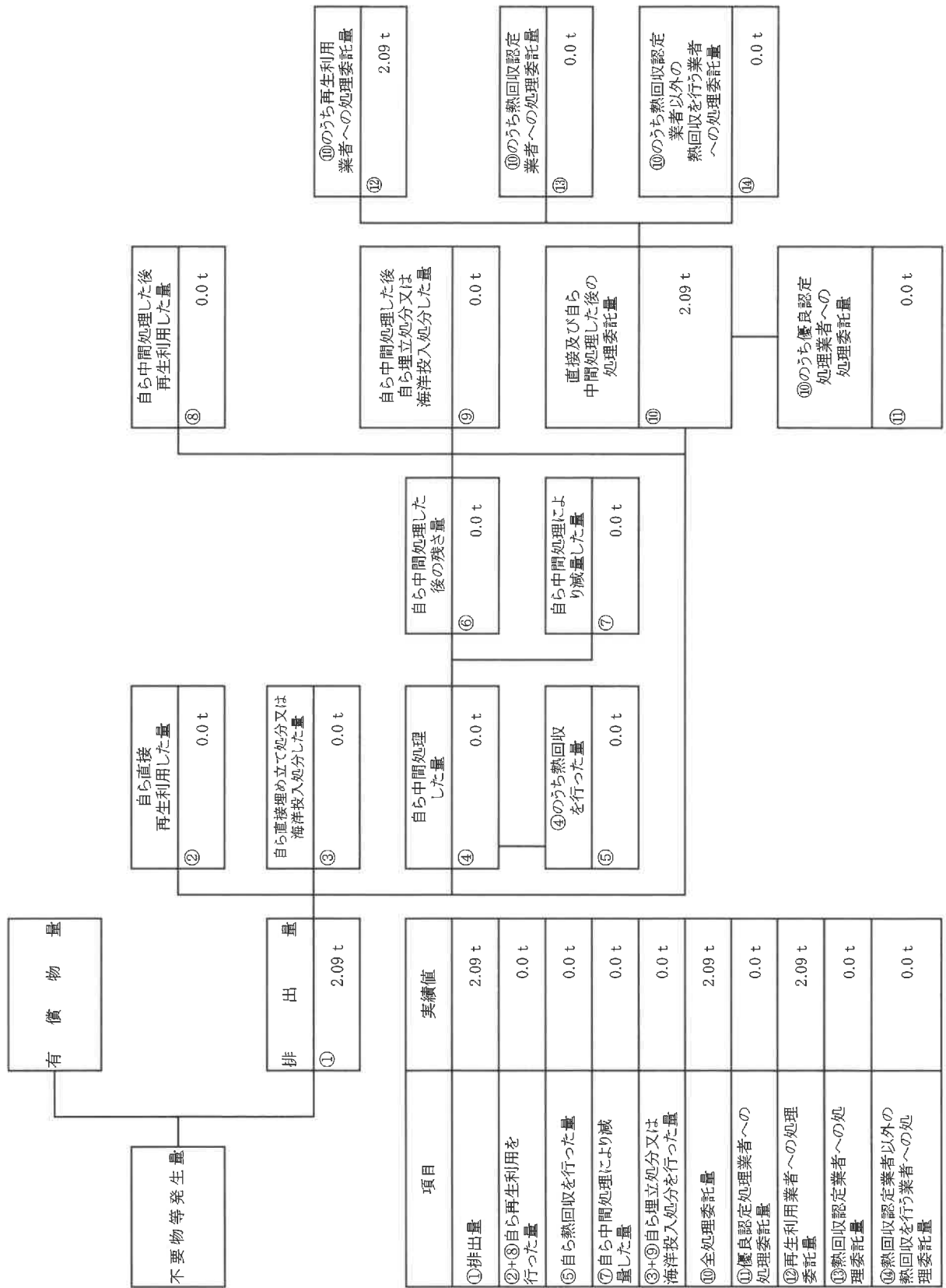






計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：建設汚泥)



(第3面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ① 欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ② 欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③ 欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④ 欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤ 欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥ 欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦ 欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧ 欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨ 欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩ 欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪ 欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫ 欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬ 欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭ 欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（令和 5 年度）

令和6年6月20日

島根県知事 丸山 達也 様

報告者

住 所 島根県大田市大田町吉永1266

氏 名 東幸建設 株式会社
代表取締役 波多野 陽一

電話番号 0854-82-0175

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3 第7 項の規定に基づき、令和4 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		東幸建設株式会社				業種	建設業	
事業場の所在地		島根県大田市大田町吉永1266				電話番号	0854-82-0175	
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	61.9	5	3200065599	山興緑化(有)	邑智郡美郷町小松地 316-4外	3220065599 山興緑化(有)	邑智郡美郷町小松地 316-4外
2	木くず	17.2	1	3210014322	(株)須山商事	邑智郡美郷町小松地 316-4外	3220065599 山興緑化(有)	邑智郡美郷町小松地 316-4外
3	木くず	68.8	30	3200132485	(自己運搬)	大田市鳥井町鳥井963 番地2	3200072277 石見銀山建設(株)	大田市鳥井町鳥井963 番地2
4	木くず	3.9	2	3200132485	(自己運搬)	邑智郡美郷町小松地 316-4外	3220065599 山興緑化(有)	邑智郡美郷町小松地 316-4外

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は所在地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

